

朝霞市ひとり親家庭等受験料及び模試費用

給付金のご案内

❖ 受験料及び模試費用給付金とは

ひとり親家庭等のこどもに対して、大学等を受験する際の受験料及び中学生・高校生の受験に向けた模試を受けた際の費用を助成するものです。

❖ 対象となる方は

次の1に該当し、2又は3に該当する方です。

- 1 アスポート学習支援を登録しているこども又はそのこどもを扶養している方であること。
- 2 ひとり親家庭等であって、児童扶養手当（※1）と同等の所得水準にある方
- 3 2以外の方で、1のこどもと同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税が課されない世帯（※2）の方。

※1 配偶者と死別した場合や離婚した場合のほかに、配偶者が障害により、長期に渡って労働できない場合なども該当になりますので、ご不明な点がございましたら、お問合せください。

※2 市町村民税が非課税世帯とは、前年分の所得額により市町村が決定した市町村民税（均等割を含む）において、申請者及び申請者と同居している申請者の扶養義務者（直系血族と兄弟姉妹）のそれぞれ全員に対して決定された税金額が、0円であった世帯のことです。

※注 課税台帳及び住民基本台帳の閲覧並びに生活保護の受給状況、その他、本年度の受験料等給付金の支給に関して必要な情報の確認をさせていただきます。

❖ 受験料等給付金の額

受験料 一人につき 53,000円以内（高校3年生）

模試費用 一人につき 6,000円以内（中学3年生）

一人につき 8,000円以内（高校3年生）

<例>

北辰テスト（1回目）	4,950円	申請 ➔	模試支払合計額	9,900円
（2回目）	4,950円		市の支給額	-6,000円
支払合計			自己負担額	3,900円

※申請書はまとめて御提出いただきますようお願いいたします。

❖ 支給対象であり受験料等給付金を希望する方は

制度の対象で給付金の受給を希望する方は、市のホームページまたは、こども未来課にて「受験料及び模試費用給付金支給申請書」をご取得いただき、必要事項を漏れなく記入のうえ、こども未来課に提出してください。

【申請書の他に必要なもの】

- ・令和6年1月1日現在の居住市町村が朝霞市ではない場合は、申請者及び申請者と同居している申請者の扶養義務者全員の市町村民税非課税証明書
 - ・大学等受験料又は模擬試験受験料として支払った費用に係る領収書等の写し
- ※児童扶養手当等を受給していない方は、別途、必要書類がありますのでお問合せください。

❖ 最終提出期限・提出先

提出期限：令和7年2月28日（金）

提出先：朝霞市こども未来課（市役所本館2階25番窓口）



©むさしのフロントあさか

❖ 注意事項

○受給資格があっても、提出期限を過ぎますと申請を受け付けできませんので、ご注意ください。

○申請後、次の事由が発生した場合には、すみやかに、ご連絡ください。

- ①住所が変わったとき
- ②婚姻等でひとり親家庭ではなくなったとき
- ③振込口座に変更があったとき

○受給要件に該当しなくなったにも関わらず、受給された場合には返還していただきますので、ご注意ください。

❖ 受給方法は

申請書に記入していただいた金融機関の口座へ振り込みとなります。なお、振込先の口座は、申請者本人名義の普通預金口座に限ります。

❖ 問い合わせ先

朝霞市こども・健康部こども未来課 TEL048-463-2834（直通）